

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 16 日から同年 8 月 3 日まで  
平成 5 年 7 月 16 日から同年 8 月 25 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 8 月 3 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給与明細書により、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が、申立事業所である A 社に厚生年金保険被保険者資格取得日前から勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された平成 5 年 7 月分及び同年 8 月分の給与明細書によれば、同年 7 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主が「1 か月程度の試用期間を設けていた」と回答していることに加え、同事業所に勤務していた複数の元従業員も「試用期間があり、自分の厚生年金保険加入記録も入社してから約 1 か月後となっている」と証言していることを踏まえると、同事業所の事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月21日から33年6月ごろまで  
A社の被保険者記録は昭和31年1月5日から同年9月21日までとなっており、33年6月までの期間が空白になっている。その期間も勤めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年9月21日以降も、継続して33年6月ごろまで勤務していたと申し立てているが、同社では申立期間当時の関連資料は保管されていない上、申立期間において資格取得している複数の従業員及び申立人が記憶していた上司は、申立人の名前の記憶が無いと証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認できない。

また、申立期間当時在職していた元従業員は「会社では昭和32年秋ごろから労働争議があったため、事務所が社長の自宅に移ったことがある。翌年の春には会社に警察の立入調査もあった」と証言しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも申立期間に多数の退職者が確認できるところ、申立人はこれらの事実についての記憶が無いと述べている。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。